

新監査公表第 5 号

令和 6 年度包括外部監査の結果に基づく措置について、新潟市長から通知がありましたので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 3 8 第 6 項の規定により以下のとおり公表します。

令和 7 年 7 月 29 日

新潟市監査委員

同

同

古 伊 細 中

俣 藤 野 山

誉 秀 弘

浩 夫 康 均

令和 6 年度包括外部監査テーマ
「廃棄物対策事業に係る事務の執行及び管理状況について」

新潟市長が講じた措置

監査結果 報告書 の 頁	担当部署	指摘事項等	措置内容等
33	循環社会 推進課	ふれあい健康センター（アクアパークにいがた）の収支報告書の記載について 意見 1 ホームページに開示されている、ふれあい健康センターの令和 5 年度収支報告書及び収支計画書については、「リスク精算」「リスク負担以外の経費」といった内容を理解しがたい項目が含まれている。情報利用者が理解できるような項目名を付すか、補足説明を記載することが望ましい。	令和 6 年度収支報告書等の公表時に、補足説明等を記載し、情報利用者が理解しやすい情報を提供します。 【検討中】
34	循環社会 推進課	ふれあい健康センター（アクアパークにいがた）の収支計画について 指摘 1 ふれあい健康センターの令和 5 年度の収支計画書の収入額に本来計上すべきでない項目が含まれていた。その結果、予算額が過大になり、実態としては予算達成していたが、表面的には予算未達のように見えてしまっている。 指定管理者は予算資料を作成する際には不要な項目を削除すべきであり、また、指定管理者が作成した予算資料をチェックする際に所管部署において発見できるようにすることが望ましい。	指摘のあった箇所は、当該施設の指定管理者へ伝達をしており、月次の報告書については、令和 6 年 10 月分から修正しました。 また、同時期から、市と指定管理者双方が収支報告書等をチェックする際に、項目を精査するように改めました。 【措置済み】

34	循環社会 推進課	ふれあい健康センター（アクアパークにいがた）の公の施設目標管理型評価書の評価コメントについて 意見2 令和5年度のふれあい健康センターの公の施設目標管理型評価書における評価コメント欄において「収入が伸びず目標未達」と記載しているが、前述の個別検出事項において記載したとおり、収入は実態としては予算達成しており、老朽化等に伴う修繕費などの経費増加が赤字の原因となっている。 評価コメントは実態に即した正確な内容を記載すべきであり、また、黒字化目標に対して赤字であるため「評価B：要求水準（評価指標）が達成されている」を付すことはできないものの、物価上昇など厳しい経営環境のなかで若干の赤字にとどめたことに対して評価するコメントがあっても良いのではないかと考える。	令和5年度の評価については、指定管理者の収支改善の取り組みや姿勢等も含め、コメントを記載していますが、予算・決算上での実態に即したコメントや、その時々为社会情勢等に鑑みた評価は必要であると認識していることから、令和6年度以降は以上の点も考慮した評価としていきます。 【検討中】
35	循環社会 推進課	資源再生センター（エコプラザ）の収支報告書の記載について 意見3 資源再生センター及びふれあい健康センターにおいて、追加指定管理料として指定管理者に人件費支援金を支出している。同じ内容のものであり、また同一の部署の所管でもあるにもかかわらず収支報告書における開示項目が異なっている。開示する際の項目は統一することが望ましい。	資源再生センターは、令和5年度末に閉館しました。ふれあい健康センターについては、令和6年度より人件費支援金の内容がわかるよう収支報告書における開示項目の記載を改めました。 【措置済み】
36	循環社会 推進課	飲食用缶前処理業務委託の所管部署 意見4 飲食用缶前処理業務委託の所管部署が、新潟市行政組織規則における課の分掌事務と整合していない。組織化して事務を分掌している目的（効率性など）を考えると、関連する事務業務は集約すべきであり、もし人に紐づいた業務がある場合は所管部署を見直す必要がある。	飲食用缶前処理業務委託における分掌事務との不整合については、関係する廃棄物対策課と業務内容の確認と協議を行い、令和7年度より廃棄物対策課の所管に改めました。 【措置済み】
36	循環社会 推進課	委託契約に対する業務評価について 指摘2 飲食用缶前処理業務委託に係る仕様書には、「契約終了後、市はこの契約に関して業務評価を行う」と記載されているが、当該業務評価が実施されていなかった。業務品質の維持向上や委託業者への牽制といった、仕様書に業務評価を織り込んでいる趣旨を勘案し、業務終了後に適切に業務評価を行うべきである。	令和7年3月に、業務評価の実施を含む業務全般について、令和7年度の所管課である廃棄物対策課へ引継ぎを行いました。 また、令和7年4月に、令和6年度業務委託分について、契約課が提示している「業務委託チェックリスト」により、業務評価を実施しました。 【措置済み】

37	循環社会 推進課	飲食用缶前処理業務委託の一者随意契約について 指摘3 飲食用缶前処理業務の委託契約について、(有)新津清掃社と一者随意契約を締結している。一者随意契約をする場合にはその理由の適切性を担保する必要がある、「一者随意契約要件調査兼審査結果調書」にてその検討過程を文書化しているが、当調書における理由の記載は不十分である。 契約業務の適正化のため、随意契約ガイドラインに沿って一者随意契約を検討した結果を、文書化し保存することが必要である。	令和7年度の契約に向け、令和6年度中に、循環社会推進課において、契約課が提示している随意契約ガイドラインに沿って比較検討を行い、一者随意契約によらなければならない理由の適切性を確認しました。 【措置済み】
39	循環社会 推進課	新潟市が採用している原価計算の方法について 意見5 ごみ処理手数料の計算の元データ及び清掃事業概要に記載されているデータのいずれも算定ベースに関する説明が付されておらず、算定の根拠となる基準や考え方の記載がない。 利用者がどのように情報を利用するのも踏まえた上で、「廃棄物処理事業原価計算の手引き」をベースにした方法を採用している旨など、原価計算の方法に関する情報は開示することが望ましい。	ホームページに公表することを踏まえ、令和7年度版以降の清掃事業概要には算定根拠のベースとなる考え方を付記し、より情報利用者が理解しやすい情報を提供します。 【検討中】
40	循環社会 推進課	ごみの原価計算で用いる原価の範囲について 意見6 現在行われている原価計算では、「廃棄物処理事業原価計算の手引き」をベースにした考え方で原価計算を行っており、ごみ処理手数料算定、清掃事業概要作成のいずれの目的で行われている原価計算においても人件費のなかの退職金を原価の対象外としている。 「廃棄物処理事業原価計算の手引き」の趣旨を勘案し、昨今の新潟市の状況に鑑みると、退職金を原価の範囲に含めて原価計算を行うことが望ましい。	令和6年度からの当該原価計算において、退職金を算入したうえで、算定するよう改めました。 【措置済み】
42	循環社会 推進課	ごみ処理手数料の計算におけるごみ処理経費（分子）について 意見7 破碎コストについては、事業系ごみ手数料の設定では重要でないことから対象外とされ、他方で家庭ごみ手数料の設定においても、事業系ごみの半額程度という算定方法であることから対象外とされており、現状では破碎にかかる	ごみ処理の原価計算における対象項目を変更することは、最終的に市民が負担する手数料に大きく影響するため、慎重に内部で検討を進めます。

		コストが一切回収できていないという問題がある。 平成 19 年 2 月の清掃審議会の答申書では、ごみ処理施設に直接搬入されたごみの処理手数料は原価相当額で設定する、との方針が出されており、この方針に基づくと破碎にかかるコストも含めてごみ処理原価を計算するのが合理的である。 破碎コストをごみ処理手数料算定の対象とすると市民の負担増につながるが、現状はコストを市の財政で負担していることになる。人口減少社会を迎えて多様なニーズに対応するために限られた財源の下で行政サービスを提供するためには、負担の公平化という観点も踏まえて、破碎にかかるコストも考慮したごみ処理手数料の見直しについて、議論が必要ではないかと考える。	今後は、次回手数料見直しの時期である令和 10 年度の清掃審議会での答申を踏まえ、原価計算の対象項目に破碎にかかる経費を含める場合は、原価計算に反映させていきます。 【検討中】
45	循環社会 推進課	ごみ処理手数料の計算式におけるごみ量（分母）について 意見 8 清掃審議会の答申書に基づき原価相当を回収するという方針を前提に考えると、ごみ処理手数料の料金設定の算式における分母（ごみ量）について以下の課題がある。 ・ごみ量について、焼却は実処理量ではなく処理能力量を利用しているが、現状では、処理実績は処理能力の 70% 台で余裕があり、ごみ量が減少傾向にあることを考慮すると、実処理量と処理能力量との差は拡大する傾向にある。焼却は処理能力量ではなく実処理量を分母として採用することを検討すべきと考える。 ・ごみ量の計算は焼却量＋埋立量であるが、埋立量の約 70% は焼却工程を経て発生しているため、分母とする埋立量は焼却工程を経て発生した部分を控除した数値を採用することを検討すべきと考える。 いずれも、ごみ処理手数料の料金設定の算式における分母が過大となり、コストが部分的に回収できない状況になってしまっているため、今後、見直しを検討すべきと考える。	ごみ処理の原価計算時に採用する焼却量や埋立量を変更することは、最終的に市民が負担する手数料に大きく影響するため、慎重に内部で検討を進めます。 今後は、次回手数料見直しの時期である令和 10 年度の清掃審議会での答申を踏まえ、原価計算時に採用する焼却量や埋立量を変更する場合は、原価計算に反映させていきます。 【検討中】
47	循環社会 推進課	一般廃棄物会計基準導入後のごみの原価計算結果の公表について 意見 9 一般廃棄物の処理に係るコスト分析については、環境省の一般廃棄物会計基準を令和 7 年度から導入予定であるが、利用方針は検討中であり、また計算結果の公表についても未定である。 他の自治体においても交付金の関係から一般廃棄物会計基準を導入せざるを得ないと想定されており、一般廃棄物会計基準ベースの計算結果については、他の自治体との比較も可能	本市では、令和 7 年度から環境省の一般廃棄物会計基準（以下、「新会計基準」という）を導入しましたが、市民から徴収している一般廃棄物処理手数料（家庭系 60 円や事業系 130 円）の算定（以下、「手数料算定」という）において、現在の全都清基準から新会計基準に変更する時期は、経費算定状況や市況を考慮しながら検討していくものと認識しています。

		になるため、公表することが望ましい。	また、手数料算定に新会計基準を適用していない状態で、計算結果を公表することにより、情報利用者は複数の原価計算方法を目にし、混乱を招くおそれがあることから、次回手数料見直しの時期である令和 10 年度の清掃審議会での答申を踏まえ、計算結果を公表する時期について慎重に検討していきます。 【検討中】
48	循環社会 推進課	原価計算の方法の整理について 意見 10 現状は、原価計算の種類が「廃棄物処理事業原価計算の手引き」をベースとした 2 パターンの他に環境省の一般廃棄物処理実態調査があり、全部で 3 つの方式が存在している。また、令和 7 年度から環境省の一般廃棄物会計基準を導入予定であり、これに伴い従来とは異なる原価計算の方式がさらに増えることが見込まれる。 原価計算の事務負担が過大になること及び複数の原価計算が混在した場合に混乱を招く可能性もあることから、適用せざるを得ない一般廃棄物会計基準をベースとした上で原価計算の目的別にカスタマイズするように計算体系を整理することが望ましい。	新会計基準ベースの原価計算に統一することで、一般廃棄物処理手数料の大幅な値上げなど、市民へ多大なる影響を及ぼすことが想定されます。 そのため、将来的には計算方法の統一や整理は必要と認識していますが、その時期については、次回手数料見直しの時期である令和 10 年度の清掃審議会での答申を踏まえ、より適切なタイミングを計りながら進めていきます。 【検討中】
49	循環社会 推進課	委託契約に対する業務評価について 指摘 4 令和 5 年度に企画グループ所管で締結された委託契約のうち、9 本の契約において、仕様書には、「契約終了後、市はこの契約に関して業務評価を行う」と記載されているが、当該業務評価が実施されていなかったことが確認された。業務品質の維持向上や委託業者への牽制といった、仕様書に業務評価を織り込んでいる趣旨を勘案し、業務終了後に適切に業務評価を行うべきである。	令和 5 年度契約のうち、業務評価を実施していなかった 9 本の契約については、監査人からの指摘を受け、速やかに業務評価を実施済みです。 また、令和 6 年度以降の契約に関しても、業務評価を実施しています。 【措置済み】
51	循環社会 推進課	新潟市 HP にて公表されている各施設の維持管理計画について 意見 11 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成 9 年法律第 85 号)による改正前の廃棄物処理施設について、維持管理計画を公表していない現状の取扱いは、法令・通知に基づいたものであり問題はない。しかし、改正以前の施設については、維持管理計画が公表されていないため、新潟市 HP 上では計画が無いような外観となっている。 一方、実際には法令改正以前の施設であっても、維持管理計画等を制定し、計画に基づき維	開示していない埋立施設は、全て埋立処分を終了しているため、開示を検討しませんが、稼働している焼却施設のうち、開示していない亀田清掃センター及び豊栄環境センターについて、令和 7 年 9 月末を目途に現状を整理し、開示の可否を検討します。 【検討中】

		持管理を行っている。このような実務を踏まえ、維持管理計画を開示することの意義を考えれば、経過措置により維持管理計画を開示していない施設についても開示することが望ましいと考える。 廃棄物処理施設の維持管理計画については、新潟市として適切な維持管理を行っていることを説明するために、法令・通知上必須とされていない施設であっても、積極的な開示を検討することが望ましい。	
53	循環社会 推進課	赤塚埋立処分地の測定結果の取り扱いについて 意見 12 第4赤塚埋立処分地の維持管理記録では、周辺地下水での測定値においてヒ素が基準値を超えている。しかし、この点について新潟市としては、土壌などの自然的要因によるものだと考えられる旨の説明にとどまっている。 現状の説明では、新潟市として適切な対応をとっているのか、基準値を超えていることが問題ないのかといった判断ができない状況になっているため、基準値を超えているという事実がある以上は、新潟市として、当該事実に対してより明瞭な説明をすることが望ましい。	令和7年9月末を目途に、第4赤塚埋立処分地の周縁地下水と埋立区画内の砒素濃度を比較のうえ、基準値超過が埋立地由来でないことについて、関係部署との協議及び確認を行い、自然的要因と考えられる根拠についての説明を付記します。 【検討中】
55	循環社会 推進課	廃棄物処理施設の委託業者モニタリング方針について 意見 13 新潟市の廃棄物処理施設の運転管理等の業務は、同一業者との委託契約が長期にわたって行われているケースがあるものの、委託契約であるということから、指定管理者のような評価等は行われておらず、委託業務が履行されたかどうか主に主眼がおかれている。 業務評価も含めた委託業者のモニタリングには、専門的な知識と経験が必須であり、そのような人材の育成・確保は容易ではなく計画的に行うことが必要であると考え。 そのため、廃棄物処理施設の運転管理等に関する業務委託のような、長期化かつ代替可能性が低い、及び専門的な知識と経験を有する人材が必要となる委託契約については、委託業者の業務評価やモニタリング人材の育成・技術継承の確保を含めた職員配置とすることが望ましい。	施設統合により施設数が減り、また、施設運営の委託化が進む中で、人材育成、技術継承、施設の稼働に必要な有資格者の確保は課題と認識しています。 施設の適正管理には、委託業者のモニタリングは重要と考えており、また、将来的な施設整備等においても施設に関する専門知識が必要であることから、各廃棄物処理施設への十分な職員配置を求めるとともに、各施設での技術継承について検討していきます。 【検討中】
60	循環社会 推進課	長期にわたる一者随意契約について 指摘 5 新田清掃センターでは使用済み蛍光管運搬処理業務の委託契約について、一者随意契約としている。過去に随意契約の合理性が検討され	監査人からの指摘を受け、リサイクルが可能としている各社にヒアリングを行いました。市の仕様において実施可能な者は現契

		ているが、令和5年度においても同様の理由で一者随意契約を継続している。 しかし、新潟市財務部契約課が作成している「随意契約ガイドライン」において、「地方自治法施行令第167条の2第1項第2号」による一者随意契約の場合は、留意点として、当該契約者以外の第三者に履行させることが業務の性質上、本当に不可能であるか、履行できる者が他にいないか確認が必要である旨、業務内容を熟知しており信頼度が高いこと、当該業務に精通していること等をもって当該契約者を限定しない旨が記載されている。 この点、蛍光管をリサイクルできる業者について、履行できるものが他にいないかどうかの確認は積極的には行われていなかった。蛍光管のリサイクルが可能としている業者は他にも新潟市に存在しており、少なくとも継続的な一者随意契約事業者以外の業者について、情報を収集し比較検討は必要であったと考える。 「随意契約ガイドライン」に基づき、適切な契約事務を行うべきである。	約者のみであったことから、令和7年度も一者随意契約としました。また、今後も履行可能な者が他にないか、契約前に比較検討のうえ契約事務を行っていきます。 【措置済み】
62	循環社会推進課	備品管理の不備について 指摘6 新田清掃センターでは、備品の取得時や処分時の登録は行われていたものの、定期的な備品管理システム上の台帳と現物の照合は、近年行われていない。台帳と現物との照合を行った結果、台帳上記載があるものの、現物の確認ができないものが散見された。 新潟市の資産を適切に保全するため、物品の実地調査を定期的に行い、台帳と現物とを照合するとともに、差異が発見された場合にはその原因を調査することが必要である。	令和7年度中を目途に備品管理システム上の台帳と現物を照合し、差異が発見された場合にはその原因を調査し、必要に応じて台帳を修正します。 また、今後は3年に1回程度、物品の実地調査により、台帳と現物を照合します。 【検討中】
63	循環社会推進課	委託料の減額に関する契約と実務について 意見14 焼却場施設整備・運営事業にかかる運営委託契約において、契約書上計画外の運転停止等により、施設の全部または一部が運転を停止した場合には、処理委託費のうちの固定費を減額する旨が定められている。 しかし、現状の契約書における、削減額を算定する方法が記載されている別紙の記載は、実際に削減される金額とは違う計算となる余地がある。 現状の契約書における別紙の記載は、固定費の減額に関する実務と違う解釈ができる余地があるため、記載を見直すことが望ましい。	甲乙双方が当該契約書の内容を確認していますが、現状は実務と違う解釈ができる余地があることから、令和7年度末若しくは8年度当初に変更契約を締結する際、誤解が生じることがないように、表現を見直します。 【検討中】

67	循環社会 推進課	廃止施設の方針策定について 意見 15 白根環境事業所の白根グリーンタワーは、元々はごみ焼却施設・粗大ごみ処理施設であり、現時点では廃止されている。焼却設備等はまったく使用されていないことから、あらゆる箇所が腐食等してきており、危険な状況となってきた。 まったく使用していない設備とはいえ、消防設備や電気設備の維持管理費用も発生している。また、焼却設備等が腐食してきており、依然として建物を使用していることから安全面でのリスクも考えると決して放置できる問題ではない。コストがかかる問題でもあるので、解体撤去をするのかしないのか、時期はいつなのか等に関する検討を行い、方針を策定の上、計画的に進めていくべきである。	白根グリーンタワーは、焼却・粗大ごみ処理を停止し、市民の持込みごみの中継施設としています。 現在、受入施設において、繁忙期には、敷地外に搬入車が滞留する状況が発生していることから、中継施設の統合は難しい状況ですが、安全面でのリスクや維持管理費用の発生は課題と認識しています。 今後の持込み件数の推移、現在進めている焼却施設や破碎・粗大ごみ処理施設の統合後の状況を踏まえ、中継施設の今後のあり方と合わせて、施設整備、解体等について検討します。 【検討中】
67	循環社会 推進課	備品管理の不備について 意見 16 白根環境事業所では、備品の取得時や処分時の登録は行われていたものの、定期的な備品管理システム上の台帳と現物の照合は、近年行われていない。なお、台帳と現物との照合を行った結果、台帳と現物との乖離は生じていなかった。 新潟市の資産を適切に保全するため、物品の実地調査を定期的に行い、台帳と現物とを照合するとともに、差異が発見された場合にはその原因を調査することが必要である。	監査実施前である令和6年8月に、台帳と現物の実地調査を行い、問題が無いことを確認しました。 今後は3年に1回程度、物品の実地調査により、台帳と現物を照合します。 次回の実地調査は、令和9年7月までに行います。 【措置済み】
68	循環社会 推進課	持ち込み手数料に関する回収事務について 意見 17 白根環境事業所では、ごみの持ち込み手数料については、平日は新潟市の職員、土曜日と祝日は搬入ごみ受入中継業務の委託業者が回収事務を行っているが、平日と土曜祝日とで事務を分担することは必ずしも効率的とは言えず、全面的に委託業者に実施させたほうが効率的とも考えられる。 委託業者への委託業務が増加することから、委託料としては増加の方向性になることが考えられるが、市職員の業務の効率化につながることから、単純な委託料のコスト面だけで判断するのではなく総合的に適切な業務分担を検討することが望ましい。	今回の委託期間(令和7年7月から令和10年6月)から、搬入ごみ受入中継業務委託に平日のごみ持ち込み手数料回収事務を含む受付・計量業務を追加し、令和7年5月に委託業者を決定しました。 【措置済み】

69	循環社会 推進課	枝葉・運搬処理の委託業務に関するモニタリングについて 意見 18 枝葉・運搬処理の委託業務について、その処理量に関しては、白根環境事業所の重量計では計測できないことから、委託業者が量った結果をもとに支払事務がなされているが、新潟市としてはその計測量の適切性を検証できていない。 委託業者の計測結果や請求に問題等は発見されていないが、現在の運用上、処理量を上乘せするなどの不正は実施可能である。そのため、そのような不正が行われていないかの検証や、業者に対する牽制を働かせる意味でも、不適切な請求が行われていないかという新潟市のモニタリングの仕組みは必要と考える。	令和 6 年 10 月から、毎月の搬入量と委託業者の処理量を比較して、重量差に疑問が生じた場合は委託業者に確認する取扱いとしました。 【措置済み】
71	循環社会 推進課	委託業務の発注単位について 意見 19 赤塚処分地管理事務所では令和 5 年度において、第 3 赤塚埋立処分地と第 4 赤塚埋立処分地は道路を挟んで隣接しているが、除草業務をそれぞれ指名競争入札により別の業者に委託している。 委託業務の発注単位を大きくすることと細分化することは、どちらもメリットとデメリットがあると考えられる。 そのため、発注単位について分割すべきなのか統合すべきなのかといった判断の指針を定めることが必要と考える。また、除草業務以外の現状行われている委託業務についても、発注単位が適切かどうかについて見直しをすることが望ましい。	本件を含め委託業務の発注においては、履行場所、業務内容、事務事業が同一の業務は、特段の事情がある場合を除き、一括で発注しております。 委託業務については、発注単位を大きくすると経費削減に繋がる可能性が高まると認識しますが、一方で履行能力が不足する小規模事業者が受注機会を失ったり、発注件数が減少することにより元請けになる機会が減少してしまいます。 当該除草業務については、上記事情により別々に発注しました。引き続き経費削減と事業者育成の両方に配慮しながら、適時適切に対応します。 【不措置】
71	循環社会 推進課	備品管理の不備について 意見 20 赤塚処分地管理事務所では、備品の取得時や処分時の登録は行われていたものの、定期的な備品管理システム上の台帳と現物の照合は、近年行われていない。なお、台帳と現物との照合を行った結果、台帳と現物との乖離は生じていなかった。 新潟市の資産を適切に保全するため、物品の実地調査を定期的に行い、台帳と現物とを照合するとともに、差異が発見された場合にはその原因を調査することが必要である。	監査実施前である令和 6 年 8 月に、台帳と現物の実地調査を行い、問題が無いことを確認しました。 今後は 3 年に 1 回程度、物品の実地調査により、台帳と現物を照合します。 次回の実地調査は、令和 9 年 7 月までに行います。 【措置済み】

72	循環社会 推進課	固定資産台帳の不備について 指摘 7 新潟市では、固定資産を的確に登載した固定資産台帳が必要不可欠としている。しかし、固定資産台帳における赤塚処分地管理事務所の資産を確認したところ、車両について、車両台帳に登録されているものの、固定資産台帳に登録されていないものが散見された。 適切な固定資産台帳の整備のため、財産活用課の更新作業において、情報もとなる車両台帳との照合を行う、車両台帳の管理部署との連携を検討するなど、チェック体制の見直しをする必要がある。	(循環社会推進課) 指摘内容について、固定資産台帳整備業務を担う財産活用課に報告しました。 登録漏れ車両については、令和7年度の固定資産台帳更新時に登録するとの回答です。 今後は、同様の誤りが起こらないよう、毎年実施されている固定資産台帳の更新時期に合わせて車両台帳と照合し、適正に更新されていることを確認します。 【検討中】 (財産活用課) 登録漏れの車両については、令和6年度分固定資産台帳の更新作業において修正登録します。 また、例年11月頃に庁内掲示版に掲載する固定資産台帳期首データについて、所管課においても車両台帳や現状と比較し、適切なデータ反映がされているか確認する内容を盛り込んだ通知文を別途発出し、適切な固定資産台帳管理を図ります。 【検討中】 (契約課) 車両台帳については、4月1日時点のものと10月1日時点のものを各所属が確認できる場所に格納し、購入等に伴う追加漏れや廃車等に伴う削除漏れが無いかの点検を各所属で行うように、各所属に依頼しています。 【不措置】
76	循環社会 推進課	長期にわたる一者随意契約について 指摘 8 亀田清掃センターでは使用済み蛍光管運搬処理業務の委託契約について、一者随意契約としている。過去に随意契約の合理性が検討されているが、令和5年度においても同様の理由で一者随意契約を継続している。 しかし、新潟市財務部契約課が作成している「随意契約ガイドライン」において、「地方自治法施行令第167条の2第1項第2号」による一者随意契約の場合は、留意点として、当該契約者以外の第三者に履行させることが業務の性質上、本当に不可能であるか、履行できる者が他にいないか確認が必要である旨、業務内容を熟知しており信頼度が高いこと、当該業務に精通していること等をもって当該契約者を限定しない旨が記載されている。 この点、蛍光管をリサイクルできる業者につ	監査人からの指摘を受け、リサイクルが可能としている各社にヒアリングを行いました。市の仕様において実施可能な者は現契約者のみであったことから、令和7年度も一者随意契約としました。また、今後も履行可能な者が他にないか、契約前に比較検討のうえ契約事務を行っていきます。 【措置済み】

		いて、履行できるものが他にいないかどうかの確認は積極的には行われていなかった。蛍光管のリサイクルが可能としている業者は他にも新潟市に存在しており、少なくとも継続的な一者随意契約事業者以外の業者について、情報を収集し比較検討は必要であったと考える。 「随意契約ガイドライン」に基づき、適切な契約事務を行うべきである。	
79	循環社会 推進課	備品管理の不備について 指摘 9 亀田清掃センターでは、備品の取得時や処分時の登録は行われていたものの、定期的な備品管理システム上の台帳と現物の照合は、近年行われていない。台帳と現物との照合を行った結果、台帳上記載があるものの、現物の確認ができないものが散見された。 新潟市の資産を適切に保全するため、物品の実地調査を定期的に行い、台帳と現物とを照合するとともに、差異が発見された場合にはその原因を調査することが必要である。	備品の取得、廃棄の状況を即時に反映させるとともに、備品台帳への登録物品の確認を3年に1回は実施し、台帳と現物を照合します。 次回の実地調査は、令和7年8月以降に実施予定です。 【検討中】
80	循環社会 推進課	薬品保管の不備について 指摘 10 亀田清掃センターでは、薬品の一部はキャビネットにて南京錠をかけて保管しているものがある。しかし、現場を確認したところ、当該南京錠が壊れていた。 薬品の施錠管理をしていたとしても、肝心の鍵が壊れているようでは意味がない。適時適切に、鍵の交換等の対応を行うべきである。	不備のあった南京錠は、直ちに交換しました。 今後は月1回の薬品の在庫確認時に、南京錠を含めた薬品庫の点検を実施します。 【措置済み】
80	循環社会 推進課	田舟の里の意義について 意見 21 田舟の里が提供しているサービスは民間等でも代替可能なサービスであり、市の財政を投入してまでリーズナブルな価格でサービス提供をする意義に乏しいと考えられる。さらに、設立が平成15年と、設立からかなりの期間が経過しており、これから施設の修繕等さらなる維持管理費用の増加が見込まれる。 田舟の里の存在意義について、利用者が受けている恩恵、提供しているサービス、市の財政負担などを総合的に勘案して検討することが望ましい。	新潟市亀田清掃センター附属休憩所及び附属運動公園は、ごみ焼却場建設に伴い、市民還元、また、地域住民のレクリエーション施設として健康増進と憩いの場を提供することを目的として設置した施設です。 今後の施設のあり方については、いただいた意見を参考に、地域住民も含めた形で検討していきます。 【検討中】

83	循環社会 推進課	指定管理者の評価とその対応について 意見 22 新潟市では、公の施設の管理運営について、政策的位置づけ等を明確にし、提供するサービスレベルの要求水準を定める「目標管理型」の評価制度を導入している。 しかし、亀田清掃センターでも田舟の里にかかる指定管理者の評価が行われているが、令和4年度、令和5年度で「C」評価となっている事項があったが、その対応が明確になっていない。 指定管理者の評価については、PDCA（計画・管理運営・評価・改善）のマネジメントサイクルにより実施すべきであり、評価結果で「C」となった項目については、事業計画書に適切に反映されているか確認する、連続で「C」評価となった場合には具体的な対応策を提示させるといった対応を検討すべきである。	指定管理者に対し、低評価になっているものについて、次年度評価において改善が実施できるよう、事業計画作成の段階より協議、指導を行い、具体対応策の提示を求めます。 進捗状況については適宜報告を求め、目標達成に至るよう協議、指導を行います。 【検討中】
85	循環社会 推進課	委託業者から入手すべき書類の未入手について 指摘 11 粗大ごみ処理施設運転管理業務委託契約について、業務着手時に提出すべき書類として定められている書類の一部が提出されていないものが発見された。 委託事業者は、毎年継続的に契約している事業者であり、継続的に情報交換やコミュニケーションを図っていることから、実務的な問題等は生じていないが、適切な事務手続のために仕様書に基づく事務を遂行すべきである。	監査人からの指摘を受け、令和7年2月に未入手の書類を入手しました。 また、令和7年度契約において、委託業者に対し仕様書に基づき書類の提出を口頭で求めたほか、文書で通知しました。 【措置済み】
86	循環社会 推進課	行政財産使用許可に関する使用料の徴収について 指摘 12 亀田清掃センターでは、亀田清掃センター敷地の一部について使用許可しており、使用許可期間は令和4年4月1日から令和7年3月31日までであったが、その使用料は年間額を年度ごとに徴収していた。 新潟市公有財産事務取扱要領において、行政財産の使用料は、使用許可をするときに一括して徴収することを原則とされており、初年度に一括徴収すべきである。	令和7年4月更新分をもって、一括徴収への変更を完了しました。 【措置済み】
89	循環社会 推進課	廃止施設の方針策定について 意見 23 新津クリーンセンターは、元々はごみ焼却施設・粗大ごみ処理施設であり、現時点では廃止されている。焼却設備等はまったく使用されて	新津クリーンセンターは焼却・粗大ごみ処理を停止し、市民の持込みごみの中継施設としています。

		いないことから、あらゆる箇所が腐食等してきており、危険な状況となってきた。また、し尿処理施設についても廃止されているが、現状そのままにされており、老朽化が進んでいる。 まったく使用していない設備とはいえ、維持管理費用も発生しているだけでなく、安全面でのリスクも考えると決して放置できる問題ではない。コストがかかる問題でもあるので、解体をするのかしないのか、時期はいつなのか等に関する検討を行い、計画を策定の上、計画的に進めていくべきである。	現在、受入施設において、繁忙期には、敷地外に搬入車が滞留する状況が発生していることから、中継施設の統合は難しい状況ですが、安全面でのリスクや維持管理費用は課題と認識しています。 今後の持込み件数の推移、現在進めている焼却施設や破碎・粗大ごみ処理施設の統合後の状況を踏まえ、中継施設の今後のあり方と合わせて、施設整備、解体等について検討します。 【検討中】
90	循環社会推進課	備品管理の不備について 意見 24 新津クリーンセンターでは、備品の取得時や処分時の登録は行われていたものの、定期的な備品管理システム上の台帳と現物の照合は、近年行われていない。なお、台帳と現物との照合を行った結果、台帳と現物との乖離は生じていなかった。 新潟市の資産を適切に保全するため、物品の実地調査を定期的に行い、台帳と現物とを照合するとともに、差異が発見された場合にはその原因を調査することが必要である。	備品台帳に登録されている物品の確認を3年に1回は実施し、台帳と現物を照合します。 次回の実地調査は、令和7年8月以降に実施予定です。 【検討中】
90	循環社会推進課	持ち込み手数料に関する回収事務について 意見 25 新津クリーンセンターでは、ごみの持ち込み手数料については、平日は新潟市の職員、土曜日や年末等は搬入ごみ受入中継業務の委託業者が回収事務を行っているが、平日と土曜年末とで事務を分担することは必ずしも効率的とは言えず、全面的に委託業者に実施させたほうが効率的とも考えられる。 委託業者への委託業務が増加することから、委託料としては増加の方向性になることが考えられるが、市職員の業務の効率化につながることから、単純な委託料のコスト面だけで判断するのではなく総合的に適切な業務分担を検討することが望ましい。	新津クリーンセンターでの手数料に関する回収事務については、令和6年7月より3か年の長期継続契約中のため、次回契約更新時期のタイミングで委託内容・業務分担を確定します。 ただし、施設の運営体制・人員配置に係る事案のため、意見23と同じく、今後の持込み件数の推移、現在進めているごみ処理施設の統合後の状況を踏まえた今後のあり方、および各施設の人員配置等に関して検討したうえで判断します。 【検討中】
91	循環社会推進課	一者随意契約の適切性について 指摘 13 新津クリーンセンターでは、令和5年度の自己搬入ごみ中継業務委託について、一者随意契約による契約がなされている。 この点、当該一者随意契約は、新潟市と合併する前の新津市と契約先との関係性を考慮して行われていたものであり、新潟市との合併を機にその関係性を見直すべきものだったといえる。その上で、あらためて契約の妥当性を検	令和6年7月から、指名競争入札による3年間の長期継続契約に移行しました。 【措置済み】

		討すると、一者随意契約を締結する程の合理性はないと考えられる。 以上より、「随意契約ガイドライン」等に基づき、適切な委託契約を締結すべきである。	
97	循環社会 推進課	備品管理の不備について 指摘 14 巻清掃センターでは、備品の取得時や処分時の登録は行われていたものの、定期的な備品管理システム上の台帳と現物の照合は、近年行われていない。台帳と現物との照合を行った結果、台帳上記載があるものの、現物の確認ができないものが散見された。 新潟市の資産を適切に保全するため、物品の実地調査を定期的に行い、台帳と現物とを照合するとともに、差異が発見された場合にはその原因を調査することが必要である。	令和7年度から、物品の実地調査を3年に1回程度行い、台帳と現物とを照合することとしました。次回の実地調査は、令和7年度中に実施予定です。 また、不一致が発見された場合には、その原因を調査します。 【検討中】
98	循環社会 推進課	委託業者から入手すべき書類の未入手について 指摘 15 巻処理センター運転管理業務委託について提出されている運転業務計画書では、機器台帳に機器の固有情報及び点検・整備・故障修理の履歴をデータベース化し、保全計画等のための情報を共有する旨が記載されている。 しかし、当該委託事業者は継続的に委託されており、当初は台帳の共有がなされたものの、近年においては共有がなされておらず更新がされていない。 委託事業者が適切に委託業務を遂行しているかのモニタリングをするとともに施設の保全状況の管理のためにも、台帳は適切に入手し、内容を確認すべきである。	機器の点検、整備、故障の報告は随時受けておりましたが、令和7年度から台帳の入手を再開し、その都度内容を確認します。 【検討中】
98	循環社会 推進課	委託契約に関する、仕様書の記載内容について 指摘 16 鎧潟クリーンセンター運転管理業務の委託について、仕様書には「9. 業務管理」において別に定めるところにより、運転・保守・管理に関する状況及び結果を記録し、新潟市に報告する旨が記載されている。しかしながら、仕様書に記載されている「別に定めるところ」について定められているものがなく、何を示しているのか不明であった。 仕様書に記載されている「別に定めるところ」を明確にする、または、仕様書の記載を見直して市として要求する内容を明確に反映させるといった対応が必要である。	令和7年度の契約から仕様書の記載を見直し、「別に定めるところ」の記載はせず、仕様書の中で業務内容を明確にしました。 【措置済み】

99	循環社会 推進課	洗車にかかる手数料の領収書管理について 意見 26 巻清掃センターでは、ごみの収集事業者に洗車場を提供しており、その利用料金を徴収した際に領収書を渡している。入金証票として領収書の控えが綴られて保管されているが、利用事業者名とその車両ナンバー毎の連番であることから、連続性について非常にわかりづらい状況となっている。 現状の領収書の採番方法では、連番管理の目的に必ずしも資するものとはなっていないと考えられるため、領収書の採番方法について、より管理に資するような方法に見直すことが望ましい。	令和7年度から、領収書の採番方法を1日の利用者順に採番する形に変更しました。 【措置済み】
101	循環社会 推進課	備品管理の不備について 指摘 17 舞平清掃センターでは、備品の取得時や処分時の登録は行われていたものの、定期的な備品管理システム上の台帳と現物の照合は、しばらく行われていなかったが、令和5年度より保管場所を示す図面を作成し台帳データと突合させて、段階的に照合作業が実施されている。台帳と現物との照合を行った結果、台帳上記載があるものの、現物の確認ができないものが散見された。 新潟市の資産を適切に保全するため、物品の実地調査を定期的に行い、台帳と現物とを照合するとともに、差異が発見された場合にはその原因を調査することが必要である。	当施設の備品管理については、広大な施設に膨大な備品が散在するため、指摘事項のとおり令和5年度から3か年計画で、保管場所を図面化するとともに、現物を確認して台帳データとの照合作業を進めています。 令和7年度には照合作業が完了予定であることから、以降は新たなデータ等を用いて、適正な備品管理に努めていきます。 また、今後は3年に1回程度、物品の実地調査により、台帳と現物を照合します。次回の実地調査は、令和11年3月までに行います。 【検討中】
102	循環社会 推進課	固定資産台帳の不備について 指摘 18 新潟市では、固定資産を的確に登載した固定資産台帳が必要不可欠としている。しかし、固定資産台帳における舞平清掃センターの資産を確認したところ、車両の整理番号「584」と「587」について同じものが登録されていることが発見された。 適切な固定資産台帳の整備のため、財産活用課の更新作業において、情報もとなる車両台帳との照合を行う、車両台帳の管理部署との連携を検討するなど、チェック体制の見直しをする必要がある。	(循環社会推進課) この度のデータ重複については、担当である財産活用課の事務ミスであることが判明しており、令和7年度に修正する旨の回答を得ています。 なお、固定資産台帳のチェックについては、各年度期首データ掲載時に本課と連携して現状と合致するか確認し、不備や報告漏れのないよう努めていきます。 【検討中】 (財産活用課) 重複登録されていた車両については、令和6年度分固定資産台帳の更新作業において修正登録します。 また、例年11月頃に庁内掲示版に掲載する固定資産台帳期首データについて、所管課

			においても車両台帳や現状と比較し、適切なデータ反映がされているか確認する内容を盛り込んだ通知文を別途発出し、適切な固定資産台帳管理を図ります。 【検討中】 (契約課) 車両台帳については、4月1日時点のものと10月1日時点のものを各所属が確認できる場所に格納し、購入等に伴う追加漏れや廃車等に伴う削除漏れが無いかの点検を各所属で行うように、各所属に依頼しています。 【不措置】
103	循環社会 推進課	舞平清掃センター附属休憩所の意義について 意見 27 舞平清掃センター附属休憩所が提供しているサービスは民間等でも代替可能なサービスであり、市の財政を投入してまでリーズナブルな価格でサービス提供をする意義に乏しいと考えられる。さらに、設立が平成15年と、設立からかなりの期間が経過しており、これから施設の修繕等さらなる維持管理費用の増加が見込まれる。 舞平清掃センター附属休憩所の存在意義について、利用者が受けている恩恵、提供しているサービス、市の財政負担などを総合的に勘案して検討することが望ましい。	新潟市舞平清掃センター附属休憩所及び多目的ホールは、し尿処理施設建設に伴い、市民還元、また、地域住民のレクリエーション施設として健康増進と憩の場を提供することを目的として設置した施設です。 今後の施設のあり方については、いただいた意見を参考に、地域住民も含めた形で検討していきます。 【検討中】
105	循環社会 推進課	舞平清掃センター附属休憩所の公衆電話の要否について 意見 28 舞平清掃センター附属休憩所では、公衆電話が設置されている。公衆電話の利用者はいるものの、近年の利用回数は年単位で数件程度である。 公衆電話を設置する以上、一定のコストは発生しており、利便性とコストのバランスがとれていないと考えられる。そのため、公衆電話については契約解除を検討することが望ましい。	本施設の公衆電話は、令和7年1月から利用者に廃止する旨の周知を図り、令和7年3月31日をもって公衆電話を撤去し、契約を解除しました。 【措置済み】
106	循環社会 推進課	舞平清掃センターの施設の方針と人材育成について 意見 29 舞平清掃センターでは、施設の運営や、簡易的な設備のメンテナンスまで新潟市職員により実施しているが、経験や専門的な知識が必要なことから、業務については属人的になっている面があるとともに、担当職員の高齢化が進んでいる状況にある。	人事異動等で新たに配置された職員でも適切に業務が行えるよう、ベテラン職員による知識と技術の伝承に加えて、現在ある安全作業標準（施設の総合マニュアル）を活用した人材育成を進めていきます。

		そのため、代わりの人員が補充された場合に適切に業務の引継ぎができるようなマニュアル等の整備、現職員の定年を見据えた人材の育成といった対応を、計画的に進めることが望ましいと考える。また、そもそも、新潟市職員自前で運営をするのか、ほかの清掃施設と同様、事業者への委託をするのかといった選択肢も含めて方針を検討することが望ましい。	また、施設の運営については、今後の持込み件数の推移、現在進めているごみ処理施設の統合後の状況を踏まえ、今後のあり方を検討します。 【検討中】
108	廃棄物対策課	ペットボトル等拠点回収運搬業務の回収エリアの見直し 意見 30 新潟広域エリアのペットボトル等拠点回収運搬業務について、収集エリアが広域であり、業務遂行可能な業者が 1 社のみであることを理由に一者随意契約としているが、エリアが広域となるため業務遂行可能な業者が限定されるのであれば、エリアを分割した場合に指名競争入札を行うことが可能か検討することが望ましい。	令和 7 年度中に、広域なエリアを分割した場合に、競争入札が可能であるか検討し、翌年度以降に向け業者選考方法について対応を整理します。 【検討中】
109	廃棄物対策課	ペットボトル等拠点回収運搬業務の契約価格の検討について 意見 31 一者随意契約の場合、委託業者から見積書を徴取し、予定価格と比較することで契約金額の妥当性を検証することになるが、ペットボトル等拠点回収運搬業務における一者随意契約の締結においては、委託業者からの参考見積額をそのまま予定価格としており、契約金額の妥当性の検討を十分に実施できていない。積算による予定価格の算定が困難な場合、委託業者から参考見積額の根拠となる積算資料を入手し、契約金額の妥当性を検討することが望まれる。	令和 7 年度中に、参考見積額の根拠となる積算資料を入手し、契約金額の妥当性を検討します。 【検討中】
111	廃棄物対策課	プラマーク容器包装及びペットボトル前処理業務の随意契約の理由について 意見 32 プラマーク容器包装及びペットボトル前処理業務における一者随意契約の理由に収集運搬効率があげられているが、3 社に委託した場合と 2 社に委託した場合の委託料と運搬費の比較検討が行われていないため、適切に比較検討を実施した上で一者随意契約を行うことが適切なのか判断することが望ましい。	プラマーク容器包装及びペットボトル前処理施設は、前処理施設であると同時に、収集運搬車の搬入先となっています。搬入先の変更は運搬面での影響が想定されますが、今後の受入量の推移や現在検討しているプラスチック製品を含めたプラスチック資源の収集見直し後の動向を踏まえ、比較検討していきます。 【検討中】

112	廃棄物対策課	プラマーク容器包装及びペットボトル前処理業務の契約金額の検討について 意見 33 一者随意契約の場合、委託業者から見積書を徴取し、予定価格と比較することで契約金額の妥当性を検証することになるが、プラマーク容器包装及びペットボトル前処理業務における一者随意契約の締結においては、参考見積額をそのまま予定価格としており、契約金額の妥当性の検討を十分に実施できていない。積算による予定価格の算定が困難な場合、委託業者から参考見積額の根拠となる積算資料を入手し、契約金額の妥当性を検討することが望まれる。	令和7年度の契約に際し、受託予定者から積算資料を入手し、契約金額の妥当性を検討しました。今後も継続して実施していきます。 【措置済み】
113	廃棄物対策課	搬入搬出等管理年報の未提出 指摘 19 プラマーク容器包装及びペットボトル前処理業務の仕様書において、業務報告として求められる証票のうち、「搬入搬出等管理年報」が提出されていない委託業者があった。委託業者に「搬入搬出等管理年報」の提出を求め、適切な検査を実施すべきである。	「搬入搬出等管理年報」未提出の委託業者に対し提出を求め、令和5年度未提出分については、令和7年6月に受領し、同日に検査を実施しました。また、令和6年度分については、令和7年4月に受領し、速やかに検査を実施しました。 【措置済み】
114	廃棄物対策課	搬入搬出等管理年報の分析 意見 34 プラマーク容器包装及びペットボトル前処理業務において、「搬入搬出等管理年報」を基に委託業者ごとにペットボトルの搬入量と搬出量の差異分析を実施したところ、委託業者により差異率のバラつきがあった。適切に原因調査を行い、分別に係る啓発活動や再資源化率を向上させるための取り組みに活用することが望ましい。なお、前処理を行ったペットボトルは換金可能であるため、不正防止の観点からも搬入量と搬出量に説明がつかない差異がないか継続的にモニタリングすることが有用と考える。	搬入量と搬出量の差異は可燃や不燃の残渣と思われますが、大きな差が生じているか確認し、生じている場合は原因調査のうえ、分別に係る啓発活動や再資源化率を向上させるための取組みにつなげていきます。 【検討中】
116	廃棄物対策課	クリーンにいがた推進員に必要な研修の e-learning 化について 意見 35 クリーンにいがた推進員に対する研修は現状全て対面で実施しているが、研修開催は6～7月に集中しており、区によっては開催回数や開催日が限定的であるため、研修受講者の利便性は高いとは言えない。研修の e-learning 化を図り、クリーンにいがた推進員の利便性を高めるとともに、対面研修の回数を見直すことが	対面研修と同様の内容の動画を作成し、令和7年5月に動画共有サービスに掲載しました。 また、推進員設置についての報告があった自治会・町内会に対し、研修の案内を令和7年5月に発送しましたが、その際に、動画研修の受講を勧奨しました。

		望ましい。	今後、対面研修の参加者数に注視し、開催回数を精査していきます。 【措置済み】
120	廃棄物対策課	家庭ごみ収集運搬業務に関する関連要綱・要領について 指摘 20 家庭ごみ収集運搬業務に係る以下の要綱、要領が実態と乖離したものとなっているため、適切に改訂すべきである。 ・新潟市家庭ごみ収集運搬業務の委託契約に関する要綱 ・新潟市家庭ごみ収集運搬業務委託に関する低入札価格取扱要領 ・新潟市家庭ごみ収集運搬業務委託契約に関する検討委員会設置要領	現在使用していない要綱であるため、令和7年度中にすべて廃止します。 【検討中】
122	廃棄物対策課	家庭ごみ収集運搬業務に係る予定価格の積算について 指摘 21 家庭ごみ収集運搬業務に係る予定価格の積算方法は実態を反映したものになっていないため、実態に合わせて予定価格の積算方法を見直すことが望まれる。なお、市は家庭ごみ収集運搬業務に係る委託業者と委託料についての勉強会を開始している。当該勉強会を通じて実態を把握し適切な予定価格の算定方法を検討されることを期待する。	今後の積算について、令和7年6月に業界団体と協議し、引き続き協議を重ねます。また、予算措置について、財務当局と調整します。 【検討中】
123	廃棄物対策課	家庭ごみ収集運搬業務に係る検査手続の明確化・効率化について 意見 36 家庭ごみ収集運搬業務委託契約は仕様発注であるため、仕様に従って業務が履行されているか検査することが必要である。現状、検査項目は履行が完了していること以外に明確になっていないため、検査項目を明確にし、仕様に従って業務が履行されているか検査することが望まれる。なお、検査項目は、仕様書における重要事項である曜日別収集区域、収集運搬車両の稼働状況（乗車人数・距離・時間）、回収漏れの有無などが考えられる。	検査項目を洗い出し、令和7年6月に業界団体と協議しました。引き続き、運転日誌以外の検査方法を検討します。 【検討中】
123	廃棄物対策課	家庭ごみ収集運搬業務に係る検査手続の明確化・効率化について 意見 37 家庭ごみ収集運搬業務における検査手続の実効性を確保し、効率的に検査を実施するために、検査に必要な情報を整理し報告様式を見直	全ての委託業者が電子データの提出が可能か不明であるため、業界団体と令和7年5

		した上で、電子データで提出させることが望ましい。なお、「コ 家庭ごみ収集運搬業務に係るデジタル化の推進」に記載した取り組みを推進することで実績報告の有効性・効率性が向上する可能性があるため併せて検討することが有用と考える。	月に協議を開始しました。引き続き、協議を進めます。 【検討中】
125	廃棄物対策課	業務評価の未実施（実績報告書の必要性） 指摘 22 家庭ごみ収集運搬業務に係る仕様書には業務評価を行うことが明記されているが、市は当該業務評価を行っていない。委託業者に業務評価に必要な情報を実績報告書として提出させ、適切に業務評価を行うべきである。	業務評価にあたり、検査項目の選定や、業務評価に必要な情報の整理に時間を要することから、令和7年度委託業務終了後、実施します。 【検討中】
126	廃棄物対策課	仕様書に記載された研修の未実施について 指摘 23 家庭ごみ収集運搬業務に係る委託業者の大部分が、作業員等に対して必要な研修を実施しておらず、市が発注した仕様を満たしていない状況にあった。そのため、委託業者の研修の実施状況をモニタリングし、研修を実施していない委託業者に対して適切に指導すべきである。なお、小規模な事業者において、自社で研修を実施することが困難な場合、市が研修を企画することや大規模事業者が実施する研修に参加するなど、小規模事業者の支援を検討することも必要と考える。	令和7年6月に、業界団体を通じて研修の実施報告をするよう指示しました。研修方法については、自社での実施が無理であれば、業界団体が担えるか協議を進めます。 【検討中】
126	廃棄物対策課	事業評価の必要性 意見 38 家庭ごみ収集運搬業務は1日でも滞ると市民生活に重大な影響を与えることから、事業者が継続的かつ安定的に業務を遂行できるかに関して毎期事業者評価を実施することが望ましい。	令和7年度中に、毎期事業者評価ができるよう、報告書（履行届）の様式を設けます。また、その内容について、業界団体と協議を進めます。 【検討中】
127	廃棄物対策課	使用車両への「ドライブレコーダーの設置」について 意見 39 新潟市では、委託業者が家庭ごみ収集運搬業務に使用する車両にドライブレコーダーを設置することを義務付けていないが、交通事故及びトラブル発生時における責任の明確化を図るとともに、運転手・作業員の安全運転意識及びマナーの向上を図る観点から、仕様書にドライブレコーダーを設置することを明記し、使用車両にドライブレコーダーを設置することを	令和7年6月に、業界団体に対し、ドライブレコーダーの設置は社員を守ることが目的であることを伝え、各社に設置を検討するよう促しました。今後も、業界全体に働きかけていきます。 【検討中】

		義務付けることが望ましい。	
128	廃棄物対策課	家庭ごみ収集運搬業務に係るデジタル化の推進 意見 40 家庭ごみ収集運搬業務について、持続可能なごみ収集体制を構築するためにデジタル化を推進することが望まれる。	委託料に限りのある中、全ての委託業者が対応可能か不明であるため、業界団体と協議します。 また、予算化の必要もあるため、財務当局とも協議します。 【検討中】
133	廃棄物対策課	し尿収集運搬業務に係る契約（再委託の禁止） 指摘 24 し尿収集運搬業務に係る委託契約は再委託を前提としているにも関わらず、委託契約書に再委託の禁止が規定されている。実態に合わせて契約条項を見直す必要がある。	令和 7 年度の契約は、受託者と契約内容の整理に時間を要したため、契約条項を見直しませんでした。令和 8 年度契約時より見直します。 【検討中】
134	廃棄物対策課	し尿収集運搬業務に係る予定価格の積算について 指摘 25 し尿収集運搬業務に係る委託料の積算に不合理な点が多数発見された。 合理化事業計画はし尿収集運搬事業者を支援するものであるが、過度に優遇するものではないため、し尿収集運搬業者が自ら経営の合理化を図るための費用の適切な水準を検討するとともに、委託料の積算においてこれを明確にすべきである。	合理化事業計画の終期を見据え、今後の積算について、令和 7 年 6 月から業界団体と協議を始めました。引き続き、協議を進めます。 【検討中】
136	廃棄物対策課	合理化事業計画終了に向けた取り組み 意見 41 市は「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」に基づく合理化事業計画が終了する令和 7 年度までに、事業者の事業再編計画書の進捗状況、達成状況を評価し、遅れている事項については市が積極的に関与し、目標を達成できるように働きかけることが望まれる。	毎年 3～4 回計画の進捗状況・達成状況等、業界団体と意見交換を行っています。 令和 7 年 6 月に行った業界団体との会議の中で、概ね目標を達成していることを確認しました。引き続き、終期に向けて、積極的に関与していきます。 【検討中】

137	廃棄物対策課	合理化事業計画に基づく一者随意契約 意見 42 合理化事業計画における重要な目標の一つに「市からの委託だけに頼らない、自立した経営の合理化を図る」ことがある。他方で、令和5年度において、新潟市は合理化事業計画に基づき26件157,615千円の事業を（一社）新潟市環境整備推進機構と一者随意契約により締結しており、また、令和5年度以前も同様の契約が長期において継続していた状況である。 「市からの委託だけに頼らない、自立した経営の合理化を図る」ことを目標としながら、計画期間中において同一事業の一者随意契約を長期間継続することが、かえって事業者が市からの委託だけに頼る状況に陥っていないか検討することが望まれる。	合理化事業計画の終期を見据え、更なる自立に向け業界団体と意見交換を行い、今後の対応について検討を進めます。 【検討中】
139	廃棄物対策課	し尿処理手数料に係る債権管理 意見 43 し尿処理手数料の現年収納率を向上させるために、滞納額を月次で定点観測し、部署内で滞納債権の状況を共有しながら、効率的・効果的に取り組みを行うことが望ましい。	滞納額を月次でシステム出力し、部署内で共有し、毎月電話催告や催告文書送付、現地訪問等の対応をします。 【検討中】
140	廃棄物対策課	少額滞納者に相続が発生した場合の対応について 意見 44 し尿収集手数料の滞納者が死亡し、相続人の特定を行わない場合、回収できる見込みは限りなくゼロに近い場合、徴収停止の上で、債権放棄を行い、不納欠損処理を行うことが望ましい。	不納欠損処理については、市全体の方針を踏まえ、令和7年度中に納税課債権管理室と相談のうえ、検討していきます。 【検討中】
141	廃棄物対策課	新潟市指定袋等保管業務における仕様書への実地棚卸の明記 指摘 26 委託業者が保管する家庭系ごみ指定袋等は新潟市の重要な財産であり、また誰もが使用可能な資産であるため、いわゆる「資産の流用」のリスクが相対的に高い資産である。そのため、少なくとも年に1度は実地棚卸を実施し、実在庫数量及び棚卸差異を把握することが必要である。そのため、仕様書に少なくとも年に1度は実地棚卸を実施してその結果を市に報告することを明記し、棚卸差異を適切に把握することが望ましい。	委託業者立ち会いの下、令和7年7～8月に棚卸を行い、実在庫数量を確認します。 【検討中】

142	廃棄物対策課	運用支援業務における運用保守計画書の未入手 指摘 27 新潟市清掃手数料・ごみ指定袋管理システムに係る運用支援等業務に係る運用保守計画書を入手していなかった。委託業務の明確化、進捗管理、責任の明確化、契約の遵守などの観点から、運用保守計画書を入手し、事業者が運用保守計画書に従って業務を実施しているかモニタリングすべきである。	令和 6 年度分から、運用保守計画書を入手するほか、9 月末、3 月末に提出される実績報告書を基に業務の実施状況をモニタリングするとともに、随時提出される会議の議事録や作業確認書についても、運用保守計画書に沿っているか確認します。 【検討中】
142	廃棄物対策課	業務評価の未実施 指摘 28 新潟市清掃手数料・ごみ指定袋管理システムに係る業務委託契約の仕様書に業務評価を行うことが明記されているものがあるが、市は当該業務評価を行っていない。業務評価の評価結果は将来の事業者選定の基礎情報となるため、適切に業務評価を行いその結果を蓄積すべきである。	令和 6 年度契約分から、履行期限後に業務評価を行いました。 【措置済み】
148	廃棄物対策課	清掃事務所の長期的ビジョン 意見 45 清掃事務所においては、人員は高齢化、建物は老朽化している状況にあるため、清掃事務所で実施している業務の再配置を含めた長期的な事業継続計画（人員計画、修繕計画）を策定することが望ましい。	環境部の課題として認識しています。 人員、予算などに関わることであるため、今後、令和 8 年度予算編成過程の中で関係部署や職員労働組合とも協議のうえ、長期的な事業継続計画の策定を進めます。 【検討中】
150	廃棄物対策課	稼働の少ない車両の必要性 意見 46 利用局面が少ない車両に関しては、清掃事務所ですべての必要性・代替手段、車両所有に係るコストを勘案のうえ、当該車両の今後のあり方について再検討することが望ましい。	稼働の少ない車両は、それぞれリフター付き、クレーン付きの設備を有し、年々回収依頼が増加傾向の鹿や猪の死体など重量物の運搬に効力を発揮しています。令和 6 年度末に 1t 幌付き平台車を 1 台廃車しており、ご指摘の 2t 幌付き平台車の使用機会は増える見込みです。故障する機会も少なく、経年劣化による車検時の整備費用増加を勘案しながら、廃車時期や代替運搬手法などを考えていきます。 【検討中】

152	廃棄物対策課	備品管理の不備について 指摘 29 清掃事務所において、備品管理システムに登録された備品と現物の不整合が確認された。 市の資産を適切に保全するため、物品の実地調査を行い、存在しない物品は、物品の亡失処理を行うとともに、実在する物品に関しては備品番号票を付け、適切に物品を管理すべきである。	物品を再点検し、令和7年3月までに物品の亡失処理を行い、実在する物品に関しては備品番号票を付けました。今後は、適切に物品を管理していきます。 【措置済み】
153	廃棄物対策課	不要な備品の廃棄処理 意見 47 清掃事務所内において、使用見込みのない机、椅子などが多く保管されていた。不要なものは適宜廃棄処理を行い、事務所の整理整頓をすることが望ましい。	令和7年3月までに備品に限らず、不要なものは廃棄処理しました。今後も整理整頓に努めます。 【措置済み】
153	廃棄物対策課	日常点検カードの記載漏れ 指摘 30 清掃事務所では日常点検を「安全作業手順書」にてルール化し、日々の作業前に車両の点検を実施し「日常点検カード」に記録することになっている。しかし、「日常点検カード」にチェック漏れが散見されたため、塵芥車の日常点検を漏れなく実施し、「日常点検カード」に漏れなく記録すべきである。	監査人からの指摘を受け、日常点検カードへの記録を徹底するよう、職員に対し改めて周知しました。 なお、令和7年3月から、所長（安全運転管理者）及び車両管理担当（副安全運転管理者）が記載漏れがないか再点検しています。 【措置済み】
153	廃棄物対策課	日常点検カードの記載漏れ 意見 48 清掃事務所において、塵芥車の日常点検の点検実施者（作業員）と運転員の相互確認、上長によるモニタリング体制を構築することが望まれる。	日常点検カードに記載漏れがないか、各車両乗車の2人による相互確認を徹底するよう、職員に対し改めて周知しました。 また、車両不具合があれば、速やかに車両管理担当と所長に報告させ、必要に応じて修理・点検に出しています。 なお、令和7年3月から、日常点検カードをまとめる車両管理担当のほか、所長が再点検しています。 【措置済み】
156	廃棄物対策課	アルコールチェック結果の記載漏れ 指摘 31 清掃事務所では、乗車前後にアルコールチェックを実施し、その結果を「清掃事務所作業日報」に記録することになっているが、アルコー	監査人からの指摘を受け、「清掃事務所作業日報」にアルコールチェックの結果を記録す

		ルチェックの証跡が残っていないものが散見された。アルコールチェックの結果を漏れなく「清掃事務所作業日報」に記録すべきである。	ることを徹底するよう、職員に対し改めて周知しました。 なお、令和7年3月から、所長及び車両管理担当が記載漏れがないか再点検しています。 【措置済み】
156	廃棄物対策課	アルコールチェック結果の記載漏れ 意見 49 清掃事務所作業日報について、作成者と作業員又は運転員の相互確認、上長によるモニタリング体制を構築することが望まれる。	清掃事務所作業日報に記載漏れがないか、各車両乗車の2人による相互確認を徹底するよう、職員に対し改めて周知しました。 なお、令和7年3月から、作業日報をまとめる車両管理担当のほか、所長が再点検しています。 【措置済み】

※「措置内容等」欄に、カッコ書きで記載の措置区分について

【措置済み】は、措置を実施済みのもの、

【不措置】は、措置をしないことを決定したもの、

【検討中】は、措置方針を検討中のもの、または、措置方針は決定したが未実施のもの、

を示しており、担当部署からの報告内容を基に、監査委員事務局が追記し、担当部署が確認したものです。

なお、外部監査人の指摘または意見について【検討中】としたものは、次年度も継続して確認を行い、検討の結果を公表する予定です。また、今後の定期監査等においても、適宜、状況確認を行います。